

令和7年度広瀬川河畔空き建築物解体助成補助金交付要項

令和7年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所市街地整備課（9階） 電話 027-898-6946（直通） 027-224-1111（内線3947） 電子メールアドレス shigaichi@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>アーバンデザイン策定区域内かつ広瀬川の近傍において、空き建築物の除却工事に係る費用を一部支援することで、その後の土地を活用した、地域活性化や賑わいの創出に資する取組みの促進を図ります。</p>	
内容	用語の定義	<p>1 空き建築物 本募集に応募する際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物をいいます。</p>
	補助対象者	<p>次の全ての条件に該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市アーバンデザインについて内容を理解していることとします。 2 事業を施行する建築物及び敷地について、所有権を有する者とします。 3 必要な納税について滞納が無いこととします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)個人にあつては、市町村民税等必要な納税について完納している者 (2)法人にあつては、法人又は団体の代表者等が市町村民税等、必要な納税について完納している者 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連営業を供する者でないこととします。 5 次の(1)から(8)で掲げる暴力団排除に関する要件の全てに該当していることとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこととします。 (2)暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこととします。 (3)暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこととします。 (4)暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこととします。 (5)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこととします。 (6)暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、

	<p>又は関与している者でないこととします。</p> <p>(7)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこととします。</p> <p>(8)暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこととします。</p>
交付の対象となる空き建築物	<p>対象となる空き建築物は、次のすべてに該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和56年5月31日以前に建築された、3階建て以上、かつ、非木造の空き建築物とします 2 落壁などの外部不経済が生じているものとします。 3 応募時点で、不動産取引等の市場に出されていないものとします。 <p>※従前（空き建築物となる前）に住宅として利用されていたものについては補助の対象となりません。</p>
交付対象期間	<p>補助金の交付対象期間は、交付決定をした日の属する会計年度の3月31日までとします。</p>
交付金額	<p>交付金額は、一件あたり、</p> <p>ア 空き建築物の延床面積（m²）に国の定める標準除却単価（46,000円/m²）を乗じた額の10分の8</p> <p>イ 空き建築物の除却工事費の10分の8</p> <p>のいずれか低い方を上限とし、予算の範囲内で交付します。</p> <p>尚、令和7年度当初予算は1,990万円です。</p> <p>※消費税及び地方交付税を含めた費用を対象費用とします。</p>
交付条件	<p>交付条件は以下の通りとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市アーバンデザイン策定区域かつ広瀬川河畔より半径30m程度以内の範囲に位置する空き建築物の除却工事とします。（別図参照） 2 空き建築物除却後の土地について、除却後1年間以上まちの賑わい創出や地域活性化等のための計画的利用に供されることとします。 （例：地域に開放するポケットパークや児童遊園を整備する場合、定期的なフリーマーケットやワークショップを開催するスペース、また交流の促進・コミュニティの発展などにつながる空間を整備する場合など） 3 その後の土地の活用についても、前橋市アーバンデザインに則し、広瀬川の魅力を活かした河畔周辺の賑わいや地域の活性化に資する内容としてください。 4 補助対象者は、発注する業者の選定にあたっては、市内事業者（前橋市内に本店を有する者）を対象とすること。ただし、補助対象となる整備行為を取り扱う市内事業者・代理店が存在しない場合は、市外の事業者も対象とすることができます。 5 補助対象となる整備行為において本市の他の補助金等の交付を受けている、又は受けようとするときは、重複した事業についてこの要項に基づく補助金の交付申請はできないものとします。 6 補助金交付の決定をする場合に、必要に応じて条件を付すことがあります。 7 補助対象者は、補助金を受けた部分の維持保全に努めなければなりません。

		<p>8 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>9 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後10年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>10 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
交付申請の方法、時期等	交付申請の手続等	<p>補助対象者は、次の書類を添え、令和7年4月1日から令和7年12月31日までの事業を開始する前までに提出しなければなりません。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <p>1 交付申請書兼誓約書類（様式第1号）</p> <p>2 同意書（様式第2号）</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1)建物登記全部事項証明書の写し（直近3か月以内のもの）</p> <p>(2)工事見積書の写し</p> <p>(3)工事場所・建物の写真（施工前）</p> <p>(4)その他市長が必要と認める書類</p> <p>※押印を省略する場合は、書類の真正性を担保するため、責任者及び担当者の氏名、連絡先(電話番号)の記入を必須とします。</p>
交付決定の時期等		申請書類等の審査及び調査等を行い、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
状況報告等		<p>1 補助対象者は、市長の求めに応じ、事業実施状況報告書を提出し又は実地調査を受けなければなりません。</p> <p>2 事業報告書により、補助対象者が補助金交付決定の内容又これに付された条件に従って遂行されていないと認められたときは、補助対象者は、これらに適合させるための措置を執らなければなりません。</p>
補助金の請求		実績報告書の提出後、補助金額を確定します。補助金額が確定した後、補助金交付請求書（様式第8号）により請求してください。請求後、内容を審査の上、支払います。
対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続		<p>1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、変更等の手続きが必要となります。</p> <p>2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。ただし、軽易な変更と認められるものについては、申請は不要です。</p>
変更等承認決定の時期		変更等承認申請書を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、交付決定通知書（様式第3号）により通知します。
実績報告書の提出		<p>1 事業が完了した日若しくは事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。</p> <p>(1)実績報告書</p> <p>(2)添付書類</p> <p>ア 補助事業の成果を表す書類、支払いを証明できる書類その他根拠資料</p>

		<p>イ 補助事業の実施経過を表す書類</p> <p>2 提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p>
	是正措置	<p>完了実績報告に係る審査及び調査の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められたときは、補助対象者は、これらに適合させるための措置を執らなければなりません。</p>
	交付決定の取消し又は補助金の返還等	<p>1 次の各号の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます（補助金の額の確定をした後においても適用します）。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額</p>
	取下げ申請の方法	<p>1 対象事業が中止となった場合や実績報告書の提出ができない場合は、取下げ申請書（様式第9号）を提出してください。</p> <p>2 受理後、取下げ承認通知書（様式第10号）を申請者に通知します。</p>
	財産処分の制限	<p>補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸しつけ、又は担保に供してはなりません。ただし、補助対象者が補助金等の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p>
	理由の提示	<p>市長は、補助金等の交付決定の取消し、補助対象等の遂行又は補助事業等の是正のための措置を命令するときは、当該補助対象者に対してその理由を示さなければなりません。</p>
様式	申請書等の様式	<p>1 交付申請書兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 同意書（様式第2号）</p> <p>3 交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>4 変更等承認申請書（様式第4号）</p> <p>5 変更等承認通知書（様式第5号）</p> <p>6 実績報告書（様式第6号）</p> <p>7 補助金額確定通知書（様式第7号）</p> <p>8 補助金交付請求書（様式第8号）</p> <p>9 取下げ申請書（様式第9号）</p> <p>10 取下げ承認通知書（様式第10号）</p>

別図 令和7年度広瀬川河畔空き建築物解体助成補助金
対象区域 (赤枠)

